

議案第 49 号

市川市高齢者福祉住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正に
ついて

市川市高齢者福祉住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を
次のように定める。

平成 22 年 2 月 22 日提出

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 号

市川市高齢者福祉住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例

市川市高齢者福祉住宅の設置及び管理に関する条例（平成 5 年条例第 6 号）
の一部を次のように改正する。

第 2 条の表須和田友愛住宅の項を削る。

第 6 条の表須和田友愛住宅の項を削る。

附 則

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

取壊し等のため立退きを求められているひとり暮らしの高齢者の利用に供している須和田友愛住宅について、新たに入居を希望する者がいないため、同住宅を廃止する必要がある。

これがこの条例案を提出する理由である。